



令和4年 (2022年) 8月22日(月)

No. 15720 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347
近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971
経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術
了測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆主要判決全文紹介 [知財高裁] [上]…………… (1)

主要判決全文紹介

〈知的財産高等裁判所〉

審決取消請求事件

〔配線ボックス〕事件 (未来工業 v. 日動電工) - 親・子・孫…と分割出願したとき、子出願に分割要件違反/新規事項追加の違法があると、孫の出願日が、親の出願日まで遡らない。 [上] (全2回)

—平成28年(行ケ)第10263号、平成29年9月26日判決言渡(高部裁判長)—

【本判決の要旨、付随論点についての関連裁判例】

1. 本判決(「配線ボックス」事件判決)の抜粋(メルクマール部分)

「分割出願が適法であるための実体的要件としては、①もとの出願の明細書又は図面に二以上の発明が包含されていたこと、②新たな出願に係る発明はもとの出願の明細書又は図面に記載された発明の一部であること、③新たな出願に係る発明は、もとの出願の当初明細書等に記載された事項の範囲内であることを要する。本件出願は、第1出願から数えて5世代目になる分割出願であるため、本件出願が第1出願の出願時にしたものとみなされるには、本件出願、第4出願、第3出願及び第2出願が、

官公庁、公益法人、国立大学、自治体等の契約実務・監査事務の担当者必携!
「財務省会計制度研究会報告の論点」など新たな動きを加筆。

官公庁契約法精義

日本大学総合科学研究所客員教授 元会計検査院第四局長 有川博 著

A5 版上製箱入 本体 13,000+ 税

2020



※お申し込みは…各都道府県官報販売所及び政府刊行物センターへ!